

## 第15回北海道行政不服審査会 議事概要

- 1 日時  
平成29年3月13日（月）9:30～11:50
- 2 場所  
道庁地下1階総務部総務課会議室B
- 3 出席者
  - (1) 委員  
会長 岸本 太樹  
委員 中原 猛  
委員 八代 眞由美  
(五十音順)
  - (2) 審査庁  
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課職員（諮問第28号、第30号、第33号及び第34号関係）  
保健福祉部福祉局福祉援護課職員（諮問第35号関係）
  - (3) 事務局  
総務部法務・法人局法制文書課職員
  - (4) その他  
後記4(2)ウの審議については、北海道行政不服審査会運営要綱第4条第1項の規定に基づき、委員のうち1名が審査会の承認を得て、回避した。
- 4 議事及び審議概要
  - (1) 諮問事案に係る審議
    - ア 諮問第28号 特別児童扶養手当資格喪失処分について
      - ・ 審査会が提出を求めた資料について、審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
      - ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
    - イ 諮問第30号 特別児童扶養手当資格喪失処分について
      - ・ 事務局から調査結果の報告があった。
      - ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
  - (2) 諮問事案に係る審査庁の説明及び審議
    - ア 諮問第33号 特別児童扶養手当障害認定処分について
      - ・ 事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
      - ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
    - イ 諮問第34号 特別児童扶養手当資格喪失処分について
      - ・ 事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
      - ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
    - ウ 諮問第35号 生活保護変更申請却下処分について
      - ・ 事案について審査庁（福祉援護課）から説明を受けた。
      - ・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
  - (3) その他
    - ・ 次回は、平成29年3月28日（火）9時30分から開催することとした。
- 5 その他  
会議は、北海道行政不服審査会運営要綱第26条本文の規定により非公開で行われた。